国保組合だより

資格の取得と喪失 届出はお早めに

組合員の世帯に属する家族の資格の異動などについては、組合員が責任をもって届出をしなければなりません。

健康保険の被保険者資格がなくなったり、子供が生まれたりして、家族数が増えて資格取得届を建設国保に提出しなければならないのに、届出が遅れてしまうと、保険料を最高2年間分さかのぼって納めていただくことになります。また、建設国保の資格がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

一方、家族が就職により健康保険に加入するなどして、資格喪失届を建設国保に提出しなければならないのに、届出が遅れてしまい、ついうっかり建設国保の保険を使って診療を受けてしまうことがあります。この場合は、建設国保が負担した診療費をあとで返していただかなければなりません。納めていた保険料は、資格喪失の月までさかのぼってお返しますが、2年分が限度です。そして、規定により、3か月分以上の保険料を返さなければならないほど届出が遅れた場合、建設国保は、組合員から過怠金（家族一人分の保険料月額である6，000円）を徴収することとしていますので、注意してください。

家族の異動に限らず、住所や氏名が変わった時、子供が修学のため に転出する時、交通事故にあった時なども届出が必要です。必ず14日以内に、所属している支部を経由して届出をしましょう。

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通知をお届けしています

建設国保では、ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の軽減が一定以上見込まれる被保険者の人を対象に、その差額通知（「ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の自己負担の軽減額に関するお知らせ」）をお届けしています。

ジェネリック医薬品とは、先に開発された新薬（先発医薬品）の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで、後発医薬品とも呼ばれています。

新薬の開発には、莫大な研究費と時間がかかりますが、ジェネリック医薬品ではこのコストが低く抑えられるため価格が安いというメリットがあり、お薬代の窓口負担軽減や建設国保の医療費負担軽減に貢献することが期待されます。

医療技術の進歩や高齢化により、皆さんが使う医療費は、年々増加しています。医療費の増加は、保険料の増加に直結します。

医療費適正化の取組みとして、被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■差額通知の内容
- 処方されているお薬の名前
- ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の自己負担の軽減額

■送付方法
- 封書により、被保険者のご自宅へ郵送